

令和4年第1回

長与町議会臨時会会議録

令和4年 5月20日開会

令和4年 5月20日閉会

長与町議会

令和4年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年 5月20日

本日の会議 令和4年 5月20日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 富永正彦君
教 育 次 長 山本昭彦君	総 務 課 長 村田ゆかり君
税 務 課 長 和田弘君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	

会議録署名議員

12番 河野龍二議員 14番 竹中悟議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時19分

令和4年第1回長与町議会臨時会
議事日程（第1号）

令和4年5月20日（金）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	報告3	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
4	報告4	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
5	27	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
6	28	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
7	29	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
8	30	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
9	31	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
10	32	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
11	33	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和4年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番河野龍二議員、14番竹中悟議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、報告3和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、日程第4、報告4和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての2件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告3並びに報告4につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

おはようございます。それでは報告3和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告は、本町高田郷で発生した公用車による物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年4月22日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。なお和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和4年3月23日午後2時頃高田郷内で発生したもので、会計年度任用職員が現場付近の廃棄物を収集するため車両の方向転換をする際に、相手方の車両の前方に接触し損傷させたものでございます。その後相手方と示談交渉を進めた結果、和解とすることで合意を得ております。和解の内容につきましては町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係が無いことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は、27万5,061円でございます。なお事故後直ちに当事者及び関係業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き交通法規の遵守、安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは、報告4 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告をいたします。本報告は、本町岡郷地内で発生をいたしました物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年4月20日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。なお和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和4年1月23日午前11時頃、本町が管理する道路法面より落下した石が、相手方が所有する駐車中の車両2台に当たり、それぞれの車両のフロントガラス及びリアバンパーが破損したものでございます。その後相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割としその損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係が無いことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は28万6,572円でございます。また、このことを受けまして緊急で法面上部の現地調査を行ったところでございます。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第5、議案第27号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、日程第7、議案第29号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。ただいま議題としました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは提案理由について述べさせていただきたいと思っております。議案第27号から第29号につきまして提案理由を申し上げます。まず議案第27号及び議案第28号につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、4月1日に施行をされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、その承認を求めるものでございます。今回の税制改正の主な内容といたしまして、固定資産税及び都市計画税では、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5%から2.5%とする特別措置。個人住民税では、住宅借入金等特別税額控除の延長等の措置などが行われております。初めに、議案第27号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、専決処分書の1ページをお開きください。第1条中、第18条の4は、納税証明書について、地方税法の規定により証明書の住所に代わるものとして施行規則で定める

事項を記載したものを交付しなければならないこととする改正でございます。第33条は、所得割の課税標準について、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用する改正でございます。第34条の7は、寄附金税額控除の対象となる法人について、経過措置終了に伴う削減でございます。第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行う改正でございます。第36条の2は、町民税の申告につきまして、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申請書につきまして。第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申請書について、所要の改正を行うものでございます。第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧につきまして。第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付につきまして、地方税法の規定により住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧または交付しなければならないこととする改正でございます。附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う改正。附則第10条の2は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置として、わがまち特例の割合を定める規定の新設でございます。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例といたしまして、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正でございます。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきまして、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する改正でございます。附則第20条の2、附則第20条の3は、個人町民税の課税の特例につきまして、申告方式の選択に係る規定を整備するものでございます。第2条でございますが、令和3年改正条例第1条のうち第36条の3の3の改正規定は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を。令和3年改正条例附則第2条は、町民税に関する経過措置につきまして所要の整備を行うものでございます。附則でございますが、第1条では施行期日を、第2条では納税証明書に関する経過措置を、第3条では町民税に関する経過措置を、第4条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しておるところでございます。

続きまして、議案第28号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。専決処分書の1ページをお開きください。附則第2項から2ページ2行目の附則第8項までの改正は、都市計画税の課税の特例につきまして所要の改正を行うものでございます。附則第7項は、宅地等に対して課する都市計画税の特例といたしまして、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正でございます。附則第6項は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置として、わがまち特例の割合を定める規定を新設している

ところでございます。附則でございますけれども、第1項では施行期日を、第2項では経過措置を規定しているところでございます。

それでは議案第29号でございます。長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、第2条第2項では、基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に改め、同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に改めるものでございます。第21条は、第2条改正に伴う課税限度額の引用に係る改正でございます。附則でございますが、第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして適用区分を規定しております。以上が議案第27号から議案第29号までの提案理由でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。まず、議案第27号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はありますか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回限度額の引き上げが専決処分をされたということですが、改めてお伺いしたいと思います。医療分が65万円、後期高齢者支援分が20万円、介護分が17万円だったというふうに思うんですけれども、そうすると限度額が合わせて102万円となりますが、その確認と、併せて今回のこの改正で対象となるところがどれくらいあるのか、そのような内容が分かれば説明していただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回の改正におきまして、限度額が、基礎課税分が2万円と後期高齢者支援分が1万円増額ということで、総額3万円の増額になりまして、介護保険分を合わせて102万円になります。限度額に達する世帯数でございますが、令和3年度の当初課税の状況では76世帯でありました。それが、今度限度額が上がりまして71世帯に減少する予定となっております。税額としては148万円ほど上がるということになっております。後期高齢者支援分につきましては、96世帯であったものが89世帯に減少する予定となっております。税額としては92万円上がる予定になっておりまして、合計で240万円ほど

上がる予定となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号から議案第29号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第29号まで委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第27号について、不承認の立場から討論を行います。提案理由では、国会での税制改正等により地方税条例等の専決処分をする必要があった旨の説明がございました。税条例等の改正の中身は非常に多岐にわたっておりまして、DV被害対策や株式配当の課税方式、これを住民税と所得税を整合させる。あるいは住宅ローン控除の期間を延長する。こうした妥当な部分も多々あるというふうに理解をしております。しかし、一方で賛成できない部分がございます。今年度の固定資産税の評価額が上昇した土地につきましては、負担調整措置を講じながら段階的に実質増税という規定になっております。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響と思われる事業の廃業、そして住民の貧困が本町でも拡大をしております。こうした状況を受けまして、昨年9月本町議会は国に対して、地方税財源の充実を求める意見書を提出いたしました。この中で、固定資産税等に係る特例措置は国庫補助金等によって対応して欲しい、そのことを明記して、固定資産税の据え置きにより自治体に減収が生じた場合には国庫補助で対応するよう求めました。要するに、地方税財源が減少をしたというようなときには国の方でこの措置をすべきだと。コロナ禍で苦しむ住民に増税の負担、増税を強いるというようなことがないように求めたものでありますが、今回の地方税法の改正、税条例改正の中身を見てみますと、そのような国による財政措置もまた補償も見当たりません。議会の議決は、コロナ禍の中で住民の暮らしや地域経済を守れという町民代表機関による意思決定であるというふうに理解をしております。今回の議案は、国の法改正によるものとはいえ、議会の決議と相反するものであるため賛成できません。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第27号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

これから、議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

議案第28号につきましても、不承認の立場で討論を申し上げます。内容につきましては27号議案と同様でございます。固定資産税の実質増税が盛り込まれておりましたけれども、本議案では、都市計画税についてもこの固定資産税の増税と同様の措置を行う内容の改定となっております。したがって、27号議案と同様の理由で承認できませんので反対といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第28号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第29号について反対討論をいたします。協会けんぽと比べ極端に重い国民健康保険税の負担対象者は、夫婦2人子ども2人の世帯ではインターネットによる保険税のシミュレーションで見ますと、所得が700万円弱で限度額に達する試算となっております。先程の答弁にありますように限度額が医療分、介護分、後期高齢者支援分を合わせますと総額102万円となります。10期の支払いですから月々の払いは平均して10万2,000円となります。同じ所得額では健康保険料は月額、協会けんぽの保険料の標

準表を見ますと、協会けんぽは御存じのとおり事業所負担と個人負担とありますけども、個人負担は月額約3万6,000円となっています。年間で収入が2,000万円程度までランクを分けて保険料が上がり続ける仕組みとなっている協会けんぽなどと、被保険者と比べて、その半分以下の額で上限に達してしまうということになります。極端に重い負担となっています。またこの間、限度額の引き上げは国民健康保険全体の引き上げに繋がっていると私は考えます。様々な軽減策をとっておられますが、保険税の全体を引き下げる施策にはなっていません。コロナ不況、原油高の物価高騰の中、限度額を引き上げ保険税の負担が増える改定には賛成できないことから反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第29号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第30号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。ただいま議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただいま一括議題となりました議案第30号から第33号につきまして提案理由を申し上げます。議案第30号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第32号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、共に関連がありますのでまとめて御説明を申し上げたいと思っております。本議案は、町議会議員及び町三役の期末手当の支給割合につきまして、国家公務員の特別職に係る改定に準じまして、改正を行うものでございます。改正内容につきましては、期末手当の支給割合を0.1月分引下げ、6月及び12月の期末手当をそれぞれ100分の162.5に改め、総支給割合を3.25月分とするものでございます。なお附則につきましては、第1項は公布の日から施行することを定め、第2項は令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年度の引き下げ相当分を減額する特例措置を設けているところでございます。

続きまして、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は職員の期末手当の支給割合につきまして、人事院勧告及び国に準じた取り扱いを行うため改正を行うものでございます。令和3年8月の人事院勧告では、民間給与との格差を埋めるため、期末手当の支給割合を0.15月分引き下げる勧告がなされましたが、国家公務員の給与改定におきましては、令和3年12月期での減額は行われず、令和4年6月期の期末手当で減額調整することとされたことから、本町におきましても同様の改正としておるところでございます。改正内容につきましては、第17条第2項及び3項の改正により、期末手当の支給割合を一般職におきまして0.15月分、再任用職員におきまして0.1月分引き下げ、期末勤勉手当の総支給割合につきまして、一般職員を4.3月分、再任用職員を2.25月分とするものでございます。なお附則につきましては、第1項は公布の日から施行することを定め、第2項は令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月1日における職員の区分ごとに、令和3年度の引き下げ相当分を減額する特例措置を設けております。

以上が議案第30号から議案第33号までの提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。まず、議案第30号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありますか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

33号についてお伺いします。今回、引き下げられる額が遡って引き下げられる状況だと思いますけども、どれくらいの額になるものなのか。そこが分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

一般職における期末手当の影響額でございますけれども、令和4年度の影響額の合計がトータルで2,150万円ほどとなっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今回の改定及び特例措置を見ますと、例年であれば人事院勧告に基づく改定は12月の期末手当から反映されるところが改定が行われず、6月分から昨年12月の分も減額すると言う、平たく言うとそういうことになると思うんですが、そうしますと昨年12月に期末手当を受給した職員のうち、定年退職またはその他の理由での退職で今回の6月期末手当を受給前に退職した者は、昨年12月分の減額措置を免れると言うか、そういうことになると思うんですが、そういうことで間違いはないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

はい。今言われたとおり間違いございません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと、これから6月の期末手当の支給までに退職する人がいないとは限らないと思うんですが、それはちょっと予測が難しいと思いますので、参考までにと言うか、昨年12月の期末手当支給を受けた職員で昨年度末までに退職をして、その後再任用などもなく今回の改定の影響を受けない人は何人いるか分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今現時点で数えた人数が、一般職員が4名、再任用職員も同じく4名でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると合計で8名が、昨年の12月の期末手当は支給を受けたものを減額されないということですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

退職して、例えば国に人事交流で行った職員とか、そういうものもよくよく調べますと、国の方の6月が支給になりますので引かれないということが分かっています、職員の方が4名、再任用の方が4名ということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第30号から議案第33号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号から議案第33号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第30号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第31号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第32号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第33号について反対討論を行います。コロナ禍で大変な公務労働に従事してきたにもかかわらず、期末手当、勤勉手当の引き下げについては反対する立場です。内閣府が、先日の新聞報道によりますと、18日、2022年1月から3月までの国内総生産速報値を発表しました。新聞報道を見られた方は十分御存じだと思いますが、GDPの物価変動の影響を除いた実質で、前期比0.2減少と発表されています。この成長が1年間続けば、年率換算で1.0%の減となることでした。マイナス成長は2四半期ぶり、新型コロナウイルスの感染防止に伴うまん延防止等重点措置の影響で、個人消費の不振が影響したというふうに報道されています。雇用報酬も前期比0.4%のマイナスという記事もありました。しかし、2期ぶりのマイナスは暮らしに冷たい政治の歪みが根底にあると私は思います。GDPの5割以上を占める個人消費の落ち込みが大きく影響していることは事実であります。確かにコロナ禍の下、消費を控える状況が続きましたが、同時に日本がコロナ前から成長しない国になっているというのが現状ではないでしょうか。GDPは安倍政権から0.9%しか増えておりません。これは主要国の中でも際立って停滞している国だというふうに言われております。2度の消費税の増税、異次元の金融緩和で株価を吊り上げる一方、円安の加速、物価高騰を招いています。このような状況の下で、職員給与の削減はさらなる消費不況を招く原因となることは間違いありません。国内総生産速報値が発表された同日に報道された内容で、ロシアのウクライナ侵攻に便乗して軍事費を5年以内にGDP比2%以上に増額するよう、声が上がっているようです。2%の増額は総額1兆2,920億円となります。今行うべきは、コロナ不況、物価高騰に耐えうる消費を拡大すること。そのためには給料等を下げずに上げることだというふうに思います。以上の理由から本議案に反対する立場です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、議案第33号について賛成の立場から討論いたします。今議案、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、例年は12月の期末手当から反映される人事院勧告が、コロナ禍の中での経済的影響を考慮しての異例の閣議決定により、国においても初となる年度をまたいでの改正となって、本町もそれに準じて改定を行うものになりますので、公務員の給与における情勢適応や均衡の原則に則った改定であり、改定内容も勧告に基づくもので、まず減額そのものについては問題がないものと考えます。ただ、昨年度中に減額すべきだった期末手当を今年度に減額するという措置につきましても、昨年度末で退職し今年度再任用等もされていない職員には適用されないということになりますので、結果としては、本来減額されるべきだった分が減額されることなく支給され、その分を返還などする必要もなく言わばもらい得になるために、このよ

うな不公正、不合理な支給格差が起こるものになりますので、本来は望ましくありません。本町においても8名ほど該当するということでした。しかしながら未曾有の経済悪化の中での景気回復策として国が決定したことでもあり、また結果的に対象者は若干名と言って良いと思いますので、感染症蔓延という特殊な社会情勢の中での国及び本町の柔軟な対応と判断いたします。このような曖昧な措置が前例となって今後も行われるということは避けるべきかと思いますが、今回の改定については以上の理由から賛成をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。

これで会議を閉じます。令和4年第1回長与町議会臨時会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

（閉会 10時19分）